

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33	9-830050

2 指名停止措置期間 令和5年12月12日～令和6年1月11日（1か月間）

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

株式会社タクマは、東京二十三区清掃一部事務組合から受託した施設の設備保守管理業務において、令和3年11月7日、派遣会社からの派遣社員に同施設内の搬送用コンベヤへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設ける等の措置を講じずに同作業を行わせ、同社員を負傷させた。

このことにより、令和5年8月29日、労働安全衛生法違反により東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」（平成19年常陸太田市告示第71号の2。以下「指名停止措置要領」という。）第2条第1項及び別表第9号(1)に該当すると認められる。

<指名停止措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 (1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき。 (2) 略	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111